

総務教育民生常任委員会
 実施月日 令和5年12月14日
 担当課 まちづくり推進部 財務課 (P1~6)
 地域振興部 馬瀬振興事務所 (P7)

議第105号 財産の譲与について

譲与する財産

【建 物】

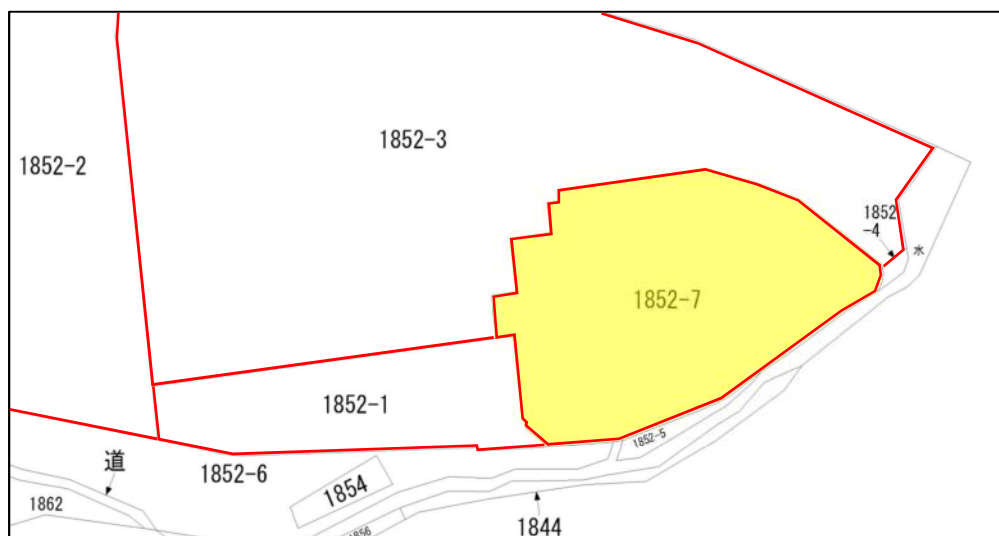
所在地	建物名称	構造及び建築年	延床面積
下呂市馬瀬中切 字大屋垣内1852番地7	(旧) 体育館	鉄筋コンクリート造 合金メッキ鋼板葺 2階建 昭和59年新築	1,031.32㎡



【参 考】 土地関係

譲与財産（馬瀬体育館）の敷地については、不動産鑑定価格により売却予定。

所在地	馬瀬中切字大屋垣内1852番7	〈参 考〉 旧馬瀬中学校校舎敷地 売却単価：1,450円/㎡
地 目	宅 地	
面 積	1,918.32㎡	
不動産鑑定価格 (㎡単価)	3,640,000円 (1,900円/㎡)	



下呂市公有財産譲与契約書（案）

譲渡人 下呂市（以下「譲渡人」という。）と譲受人 豊実精工株式会社（以下「譲受人」という。）とは、次の条項により下呂市公有財産の譲与契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 譲渡人及び譲受人は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

（譲与物件）

第2条 譲渡人は、末尾記載の財産（以下、「本財産」という。）を、現状のまま譲受人に譲与する。

2 譲受人は、本財産が経年劣化、通常損耗等により老朽化している現状を理解したうえで、これを譲り受けるものとする。

（所有権の移転及び引渡し）

第3条 譲渡人より譲受人への本財産の所有権の移転は、令和6年1月 日とする。

2 譲受人は、建物表題測量登記を要する場合には、自ら行い、その費用はすべて譲受人の負担とする。

3 本財産は、所有権の移転と同時に譲渡人から譲受人に引渡しがあったものとする。

（表明保証及び補償責任等）

第4条 譲渡人は、譲受人に対し、この契約の締結日において、本財産がいずれも譲渡人のみに帰属し、譲渡人のみが本財産に関する一切の処分権を有し、第三者による利用権、担保権その他一切の権利の設定、差押・仮差押その他譲受人の所有権に損害を及ぼし又は及ぼすおそれのある法的負担がないことを表明及び保証する。

2 この契約の締結日から6か月以内に、前項に定める表明及び保証に誤りがあり又は不正確であったことが判明した場合、譲渡人はこれらを原因として譲受人に生じた損害、損失又は費用を補償する。

（契約不適合責任）

第5条 譲受人は、この契約の締結日以降、本財産に数量の不足、その他契約の内容に適合しない事項を発見しても、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

（指定用途）

第6条 譲受人は、本財産を、本財産に予定された機能（工場施設）を有効活用するための事業どおりに使用可能な状態にある限り、地域雇用の創出など地域の活性化を図る目的の用途（以下「指定用途」という。）に供しなければならない。

2 譲受人は、やむを得ない理由により、指定用途の変更をする必要が生じたときは、譲渡人の承諾を得なければならない。なお、譲受人は、本財産を第3条第1項に従い譲り受けた後、建替えにあたり建物等の一部又は全部を順次取り壊すことができるものとする。

(指定用途に供すべき始期)

第7条 譲受人は、この契約の締結日以降、直ちにこれを指定用途に供するものとする。

(指定期間)

第8条 譲受人は、本財産を指定用途に供すべき始期から、10年間（以下「指定期間」という。）は、指定用途に供さなければならない。また、指定期間満了後においても指定用途に供するよう努めること。

2 指定期間中に、本財産に予定された機能どおりに使用可能な状態であるにもかかわらず、天災その他やむを得ない事由により本財産を処分する場合、その旨文書により譲渡人に申請し、譲渡人の承諾を得なければならない。

(譲渡等の禁止条件)

第9条 譲受人は、指定期間満了の日まで、売買、贈与、交換等による本財産の所有権の第三者への移転（以下「所有権の移転」という。）をしてはならない。ただし、譲渡条件等あらかじめ当該行為を必要とする理由を付して書面により譲渡人に申請し、協議のうえ、その承諾を得た場合はこの限りではない。

2 譲受人は、前項のただし書きの規定に基づき、所有権の移転をする場合には、当該第三者に対し、この契約に定める譲受人の義務を書面によって継承させなければならない。また、指定期間満了後に所有権の移転をする場合であっても、この契約に定める譲受人の義務を継承するよう努めること。

(風俗営業等の禁止)

第10条 指定期間中、本財産を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に供することはできない。

(公序良俗に反する使用の禁止)

第11条 譲受人は、本財産を暴力団関係施設その他周辺の住民に著しく不安を与える施設の用に供することができない。

(違約金)

第12条 譲受人は、第6条から第11条までに定める条件に違反したときは、本財産の固定資産税課税標準額の100分の30の違約金を、第16条に規定する義務に違反したときは、本財産の固定資産税課税標準額の100分の10の違約金を譲渡人に支払わなければならない。

- 2 前項に定める違約金は、第 18 条に定める損害賠償の一部としないものとする。
- 3 第 1 項に定める違約金の支払いは、次条に定める本契約の解除を妨げない。

(契約の解除等)

第 13 条 譲渡人は、譲受人がこの契約の重要な事項に違反したときは、この契約の締結日から指定期間中に限り、この契約を解除することができる。

- 2 前項に基づいて契約を解除された譲受人は、前項の規定によるこの契約の解除により損害を受けた場合においても、譲渡人に対してその補償を請求することができない。

(譲受人の原状回復)

第 14 条 譲受人は、前条第 1 項の規定によりこの契約が解除されたときは、譲渡人の指定する期日までに本財産を原状に回復して譲渡人に返還しなければならない。ただし、譲渡人が本財産を原状に回復させることが適当でないとき認めるときは、この限りでない。

- 2 譲受人は、前項の規定により本財産を譲渡人に返還するときは、譲渡人の指定する期日までに当該本財産の所有権のうち移転の登記が必要なものについては、その移転の登記に必要な承諾書を譲渡人に提出しなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第 15 条 譲受人は、第 13 条第 1 項の規定によりこの契約が解除された場合において、本財産を譲渡人に返還するときは、本財産に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費その他の費用があっても、これを譲渡人に請求することができない。

(実地調査等)

第 16 条 譲渡人は、この契約の締結日から指定期間中に限り、この契約に定める譲受人の義務の履行状況を確認するために必要な場合について、随時実地に調査し、又は所要の報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合において、譲受人は、正当な理由がなくその調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を拒んではならない。

(契約の費用)

第 17 条 この契約の締結に要する費用は、全て譲受人の負担とする。

(損害賠償)

第 18 条 譲受人がこの契約に定める義務を履行しないため、譲渡人に損害を与えたときは、譲受人はその損害に相当する金額を損害賠償として譲渡人に支払わなければならない。

(公租公課)

第 19 条 本財産の公租公課その他一切の賦課金は、第 3 条第 1 項に定める所有権移転の日をもって区分し、所有権移転日以降の分は譲受人が負担する。

(管轄裁判所)

第 20 条 譲渡人譲受人は、この契約に起因し又は関連する一切の紛争について、譲渡人の所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(その他)

第 21 条 この契約に定めのない事項又は疑義があるときは、譲渡人譲受人協議のうえ、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、譲渡人譲受人それぞれ記名押印のうえ、各 1 通を保持するものとする。

令和 年 月 日

譲渡人 住所 岐阜県下呂市森 9 6 0 番地

氏名 下呂市長 山 内 登

譲受人 住所

氏名

【本財産の表示】

所在地	建物名称	構造	延べ床面積
下呂市馬瀬中切 字大屋垣内1852番地7	(旧) 体育館	鉄筋コンクリート造 合金メッキ鋼板葺 2階建	1,031.32㎡

馬瀬体育館を利用した豊実精工株式会社の事業について

1. 金属メッキ事業について

クロムを使用しない金属メッキ事業（エリン事業）の拡大を目指しており、旧校舎部分では賄えない大型製品の試作を馬瀬体育館で行います。

《大型のエリン処理試作の依頼ユーザー》

主なユーザー 3社

①住友重機工業株式会社

射出成型機 サイズΦ50～100 mm×3000～4000 mm

②THK株式会社

リニアガイド サイズ 30 mm×30 mm (50mm×50 mm) ×3000 mm～4000 mm

③トヨタ自動車株式会社

プレス型 サイズ 1500 mm×3500 mm

他6社から依頼を受けています。(計9社)

2. 今後の事業見込み等

この試作業務等で、今後10名程度の雇用を予定されています。

参考：馬瀬事業所従業員14名中、地元雇用者10名（令和5年11月1日現在）

馬瀬5名 萩原4名 小坂1名

議第106号 下呂市下呂交流会館の指定管理者の指定について

1. 施設の名称 下呂市下呂交流会館
2. 指定管理者となる団体
岐阜県下呂市森 2270 番地 3
一般社団法人 下呂ふるさと文化財団 代表理事 二村文康
3. 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）
4. 指定管理者の募集方法
下呂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第1項
ただし書きに基づき特定指名による選定をしました。
5. 指定管理料 145,718 千円（令和6年度予算）
6. 指定管理者の選定理由
下呂交流会館は平成22年に開館し、演劇、講演会、発表会など高度な芸術から
市民ユースまでさまざまなニーズに対応する文化施設と、プロリーグや学校体育連
盟による大会が開催できるスポーツ施設を主とした複合施設です。
当施設は平成25年から指定管理者による管理運営を行っており、今年度まで2
期10年に渡り当該指定管理候補者が指定管理を行ってきました。安定した行政サ
ービスの提供や事業効果など、市の施設として目的を果たすうえで、最も適した団
体であることから特定指名しました。
 - 1) 特定指名者について
(一財) 下呂ふるさと文化財団は、下呂市（旧下呂町）が地域の文化振興を目的
として100%出資して設立された団体であり、地域文化と伝統芸能の保護育成を図
り、芸術の普及・向上に関する事業を行っている地域に密着した団体です。また、
下呂交流会館の設立にあたって、平成21年4月から開館準備業務を行っており、
開館後も一部業務を受託し、平成25年から指定管理者となっております。
同法人においては長年の管理業務により、ホール管理においては安全管理をはじめ
機材管理などの管理業務、操作技術の提供、プロ興業スタッフとの調整など専門

知識と経験を必要とする舞台技術職員をはじめとする文化振興に資する職員のみならず、交流人口を目的にアリーナで大規模なスポーツ大会の誘致や開催、快適に開催できる施設の管理などスポーツ振興に資する職員も備えており、複合施設という様々な団体が利用する特別な施設においても安定したサービスを提供することができます。

2) 過去と比べて状況等が変わっている内容

今回の指定管理者の募集において、指定管理仕様書に前回からの変更はありません。ただし、指定管理料の算定においては、昨今の電気料金の高騰分を見込むとともに、大規模な施設整備費については指定管理料とは別に市の予算で対応することとしております。

7. 施設の概要

- 1 : 名 称 下呂市下呂交流会館
- 2 : 所 在 地 下呂市森 2270 番地 3
- 3 : 建物概要 鉄筋コンクリート造 4 階建 (一部鉄骨)
敷地面積 19,831.95 m²
建築面積 7,801.74 m²
延床面積 10,574.99 m²
- 4 : 竣工年月日 平成 21 年 11 月 30 日 (開館 平成 22 年 4 月 1 日)
- 5 : 施設の内容
 - ①ホール関係施設
泉ホール : 固定席 801 席、車いす席 4 席、親子室
楽屋 1 階 : 楽屋 101、102、スタッフ控室 1、楽屋事務室、楽屋ラウンジ、シャワー室、ピアノ庫
楽屋 2 階 : 楽屋 201、202、203、スタッフ控室 2、シャワー室、給湯室
ホワイエ 1 階、2 階
 - ②アリーナ関係施設
温アリーナ : 48×38m、2 階観客席 904 席
アリーナ控室 1, 2, 3 放送室、男女更衣室、シャワールーム、給湯室、器具庫
 - ③棚田テラス
まめ Pod 1 : マルチスタジオ
まめ Pod 2 : 工作室
まめ Pod 3 : メディアラボ
まめ Pod 4 : 多目的室 A
まめ Pod 5 : 多目的室 B
まめ Pod 6 : 和室
まめ Pod 7 : 音楽練習室

④その他

事務室、更衣室、休憩室
医務室、プレイルーム、
カフェ 1 室、自動販売機
駐車場 200 台

8. 現状

アリーナは市内スポーツ団体の定期練習や大会、学校体育連盟の大会等が快適に開催できる施設として定着しています。また、プロリーグの大会、高等学校等の大会・合宿が開催できるクオリティの高い施設としても注目されています。ホールでは、市内小中学校や音楽教室の発表会、高等学校吹奏楽部や市民吹奏楽団のコンサート、大規模式典や会議等に利用されています。また、市民要望をとらえ多くの市民に喜んでいただける内容の各種演劇等を開催しています。

利用者数について、令和 5 年度はコロナ禍以前の令和元年度比 80%程度の回復を見込んでいます。今後の利用促進にあたっては、令和 6 年度「2024 全国高等学校総合文化祭」「清流の国ぎふ文化祭 2024」や令和 7 年度「ねんりんピック」など大型イベントでの利用や、下呂温泉観光協会と連携しコンベンション助成金制度の紹介と合わせて市外の団体や旅行会社等へ PR し、合宿や大会等の誘致活動を行っていきます。

施設管理運営にあたっては、開館から 13 年が経過し設備や備品の経年劣化による修繕や更新が必要となっており、利用者の安全確保や安定したサービス提供ができるよう、必要な費用をかけて管理運営していく必要があります。

9. (参考) 利用者の推移

	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度
温アリーナ	34,451	23,691	8,899
アリーナ控室	92	81	76
マルチスタジオ	3,049	2,535	1,558
多目的室、工作室、和室、 メディアラボ、音楽練習室	3,934	2,747	2,141
泉ホール	12,011	13,370	5,334
ホール楽屋、ホワイエ	740	532	580
視察	0	15	33
合計	54,277	42,971	18,621

10. (参考) 過去3カ年の決算の推移

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
収 入	24,950 千円	18,939 千円	14,857 千円
支 出	173,904 千円	140,311 千円	140,072 千円
差 額	△148,954 千円	△121,372 千円	△125,215 千円
指定管理料	148,954 千円	121,372 千円	125,215 千円

議第 107 号 下呂市体育施設等の指定管理者の指定について

1. 施設の種類 下呂市萩原あさぎり総合グラウンド
下呂市萩原あさぎり体育館
飛驒川公園
桜谷公園
2. 指定管理者となる団体
岐阜県下呂市萩原町羽根 1696 番地 1
特定非営利活動法人 萩原スポーツクラブ 理事長 二村象史
3. 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（5 年間）
4. 指定管理者の募集方法
下呂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条第 1 項
ただし書きに基づき特定指名による選定をしました。
5. 指定管理料 25,215 千円（令和 6 年度予算）
6. 指定管理者の選定理由
「あさぎりスポーツ公園」と総称される萩原あさぎり体育館及び萩原あさぎり総合
グラウンド及び敷地内の各種施設と、隣接する飛驒川公園、桜谷公園を指定管理の
対象施設とします。
当施設は、平成 21 年からあさぎりスポーツ公園、平成 22 年からは飛驒川公園、
桜谷公園を含めた指定管理者による管理運営を行っており、今年度まで当該指定管
理候補者が指定管理を行ってきました。
安定した行政サービスの提供や事業効果など、市の施設として目的を果たすうえ
で最も適した団体であることから特定指名しました。
 - 1) 特定指名者について
特定非営利活動法人萩原スポーツクラブは平成 15 年に総合型地域スポーツク
ラブとして設立され、平成 18 年からあさぎりスポーツ公園の管理業務を受託し
ています。以降、平成 21 年から指定管理者として本施設の管理運営を行ってお

り、長年の安定した運営の中で、市民利用者との信頼関係を築いており、市外スポーツ団体等との関わりの中でスポーツツーリズムの拠点として施設の利用に貢献しております。

また、同法人においては、総合型地域スポーツクラブとしてのスポーツ振興のみならず、仲間づくり、地域づくりに繋がる活動を理念として掲げ、スポーツに限らず様々な活動を通じた施設運営、施設利用者の促進が可能であると考えます。

2) 過去と比べて状況等が変わっている内容

今回の指定管理者の募集において、指定管理仕様書に前回から大きな変更はありません。指定管理料の算定においては、昨今の物価高騰を見込んでおりますが、飛騨川公園では大型遊具設置による利用者増を見込み、自主事業運営による収入増を検討します。

7. 施設の概要

(1) 萩原あさぎり体育館

所在地	下呂市萩原町羽根 1696 番地 1
延面積	2,762 m ²
開設年月	昭和 51 年 8 月
建築構造	鉄筋コンクリート 2 階建て
施設	体育館
競技種目	バスケットボール 2 面、バレーボール 4 面、バドミントン 6 面 ハンドボール 1 面など

(2) 萩原あさぎり総合グラウンド (多目的グラウンド)

所在地	同上
延面積	10,785 m ²
開設年月	昭和 50 年 4 月
建築構造	グラウンド
施設	グラウンド、夜間照明設備
競技種目	ソフトボール 2 面 (変則)、グラウンドゴルフなど

(3) 萩原あさぎり総合グラウンド (野球場)

延面積	11,300 m ²
開設年月	昭和 50 年 4 月
建築構造	野球場
施設	野球場、夜間照明設備
競技種目	硬式・軟式野球、ソフトボール

(4) 萩原あさぎり総合グラウンド (テニスコート)

延面積 3,375 m²
開設年月 平成11年4月
建築構造 テニスコート
施設 テニスコート(砂入り人工芝)、夜間照明設備
競技種目 テニス(3面)

(5) 萩原あさざり総合グラウンド(弓道場)

延面積 600 m²
開設年月 平成11年4月
建築構造 木造平屋建て
施設 屋内弓道場
競技種目 弓道、軽スポーツ

(6) 萩原あさざり総合グラウンド(クラブハウス)

延面積 159 m²(2棟)
開設年月 平成11年4月
建築構造 木造平屋建て
施設 会議、ミーティングルーム
競技種目 各競技

(7) 飛騨川公園(芝生広場・遊園ゾーン)

所在地 下呂市萩原町上呂2250番地1
延面積 13,000 m²
開設年月 平成6年3月
敷地構造 芝生
施設 遊具、バッテリーカーコース
利用内容 イベント使用、グラウンドゴルフほか

(8) 飛騨川公園(テニスコート)

延面積 3,480 m²
開設年月 平成6年3月
敷地構造 人工芝、クレー
施設 テニスコート(人工芝2面、クレー2面)
競技種目 テニス

(9) 飛騨川公園(多目的グラウンド)

延面積 9,600 m²
開設年月 平成6年3月
敷地構造 グラウンド
施設 サッカーゴール
競技種目 サッカー、野球、ソフトボールほか

- (10) 飛驒川公園 (グラウンドゴルフ場)
- 延面積 11,030 m²
 開設年月 平成20年3月
 敷地構造 芝生
 施設 グラウンドゴルフコース (8ホール×2コース)
 競技種目 グラウンドゴルフ
- (11) 飛驒川公園 (サイクリングロード・河川遊歩道)
- 延面積 3,517 m²
 開設年月 平成6年3月 (平成21年一部追加延長)
 利用内容 マラソン、サイクリング、ウォーキングほか
- (12) 飛驒川公園 (管理棟施設ほか)
- 延面積 201.43 m²
 開設年月 平成6年3月 (平成15年一部施設追加)
 建築構造 木造
 施設 管理棟、公衆便所 (2カ所)、倉庫 (2カ所)
- (13) 桜谷公園 (公園敷地)
- 所在地 下呂市萩原町桜洞 1496 番地 4
 延面積 約 16,000 m²
 開設年月 昭和 57 年
 施設 芝生広場、遊歩道、駐車場
- (14) 桜谷公園 (ゲートボール場)
- 延面積 約 380 m²
 開設年月 昭和 57 年
 敷地構造 グラウンド
 競技種目 ゲートボール
- (15) 桜谷公園 (休憩棟ほか)
- 延面積 86.5 m²
 開設年月 昭和 57 年
 建築構造 木造
 施設 休憩棟 (3カ所)、公衆便所、水屋

8. 現状

あさぎりスポーツ公園と飛驒川公園、桜谷公園は令和4年度の利用者数は令和元年度比 93%まで回復しています。本施設は、飛驒川周辺エリアのスポーツ・健康づくり・行楽・余暇・休憩など多様な利用ができる施設であり、多くの市民が利用していると同時に、スポーツツーリズム拠点としてグラウンドゴルフ大会やバスケットボー

ル合宿での利用もあります。また、施設管理においては、利用者と協同して野球場やテニスコートの整備を行うなど指定管理者ならではの施設整備、維持管理を実施しています。

今後は、飛騨川公園において大型遊具が設置されることを機に、増加が見込まれる集客に向けた自主事業を実施し収入増加を図る取り組みなどを実施していきます。

9. (参考) 利用者の推移

単位：人

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
あさぎりスポーツ公園	47,710	42,725	32,094
アリーナ	18,306	18,364	13,275
卓球場	786	481	362
旧柔道場	1,274	351	473
会議室	456	304	224
グラウンド	6,976	4,979	3,978
テニスコート	9,246	8,244	5,433
野球場	5,700	5,183	3,748
弓道場	4,966	4,819	4,601
飛騨川公園	34,441	27,712	26,097
グラウンド	4,453	3,099	2,510
グラウンドゴルフ場	8,405	7,209	6,968
テニスコート	2,087	2,753	2,533
芝生広場	19,496	14,651	14,086
桜谷公園（山月亭）	106	92	151
合計	82,257	70,529	58,342

10. (参考) 過去3カ年の決算の推移

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
収 入	12,598 千円	9,913 千円	11,181 千円
支 出	37,588 千円	33,240 千円	33,039 千円
差 額	△24,990 千円	△23,327 千円	△21,858 千円
指定管理料	25,300 千円	25,209 千円	24,835 千円

議第109号 下呂市立みなみこども園、下呂市立きたこども園及び下呂市わかあゆ子育て・保育ステーションの指定管理者の指定について

1. 施設の名称 下呂市立みなみこども園
下呂市立きたこども園
下呂市わかあゆ子育て・保育ステーション
2. 指定管理者となる団体の名称 岐阜県下呂市萩原町萩原 600 番地 1
特定非営利活動法人 サン・はぎわら
理事長 青木 幸美
3. 指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（3年間）
4. 指定管理者の募集方法
下呂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第1項ただし書きに基づき公募によらず特定指名により選定を行いました。
5. 指定管理者の選定理由
当該法人は、平成19年度から17年間みなみこども園、平成27年度から9年間きたこども園、平成31年度から5年間わかあゆ子育て・保育ステーションの指定管理者として運営管理業務を行っていただいております。
17年間に渡るこども園等の運営の中では、地域の方々の協力を得ながら、地域文化や伝統を取り入れた保育サービス等の提供が行われていることや提供された保育サービスの実績から保護者や地域との信頼関係が構築されており、継続して安定的な保育サービスの提供が行われることが期待できることから、特定指名としました。

6. 施設の概要

1) みなみこども園

名 称：下呂市立みなみこども園
所 在 地：下呂市萩原町萩原 600 番地 1
敷地面積：8,352.81 m² (所有者 下呂市)
建 築 年：平成 18 年 10 月
建物構造：木造平屋建て
延床面積：2,322.80 m²
設 置 者：下呂市

2) きたこども園

名 称：下呂市立きたこども園
所 在 地：下呂市萩原町野上 768 番地
敷地面積：4,589.60 m² (所有者 下呂市)
建 築 年：平成 7 年 8 月
建物構造：木造平屋建て
延床面積：1,377.08 m²
設 置 者：下呂市

3) わかあゆ子育て・保育ステーション

名 称：下呂市わかあゆ子育て・保育ステーション
所 在 地：下呂市馬瀬名丸 1041 番地
敷地面積：4,829.00 m² (所有者 下呂市)
建 築 年：平成 10 年 4 月
建物構造：木造一部鉄骨平屋建て
延床面積：584.79 m²
設 置 者：下呂市

7. その他事項

本指定管理では、みなみこども園、きたこども園、わかあゆ子育て・保育ステーションを一括して指定管理業務を行うこととしておりますが、3施設を一体的に運営管理することにより、萩原・馬瀬地域におけるより広域的な連携や効率的な職員配置、雇用調整等ができることから、より安定的で質の良い保育サービスの提供が期待できます。

指定管理期間については、安定的で持続可能な保育サービスの提供等も考

慮し、長期的な指定管理期間も考えられるところですが、深刻に進む少子化問題や子育て世帯の保育サービスのニーズの変化（特に未満児保育）、その他社会情勢の変化を見据えながら、必要に応じたサービスを適切に行っていく必要があることに加え、新たに令和6年度から3年間下呂市複合型子ども・子育て支援拠点施設の指定管理も当法人で行う予定であるため、その期間にあわせて3施設の指定管理期間も3年とするものです。

8.（参考）入園者数の推移

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
みなみこども園	194	193	198	180	174
きたこども園	77	80	73	77	64
わかあゆ子育て・保育ステーション	2	6	2	2	2
計	273	279	273	259	240
上記の内3歳未満児数	47	55	46	50	36
上記の内3歳以上児数	226	224	227	209	204

※上記数値は各年度4月1日現在の人数です。

※令和6年度の数値は令和5年12月1日時点の入園申込者数です。

議第110号 下呂市立かなやまこども園の指定管理者の指定について

1. 施設の名称 下呂市立かなやまこども園

2. 指定管理者となる団体の名称 岐阜県下呂市金山町金山2301番地3
特定非営利活動法人 ふるさと金山
理事長 佐古 保

3. 指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（3年間）

4. 指定管理者の募集方法

下呂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第1項ただし書きに基づき公募によらず特定指名により選定を行いました。

5. 指定管理者の選定理由

当該法人は、平成22年度から14年間、かなやまこども園の指定管理者として運営管理業務を行っていただいております。

14年間に渡るこども園の運営の中では、地域の方々の協力を得ながら、地域文化や伝統を取り入れた保育サービス等の提供が行われていることや提供された保育サービスの実績から保護者や地域との信頼関係が構築されており、継続して安定的な保育サービスの提供が行われることが期待できることから、特定指名としました。

6. 施設の概要

1) かなやまこども園

名 称：下呂市立かなやまこども園

所 在 地：下呂市金山町金山2301番地3

敷地面積：4,298.78 m²（所有者 下呂市）

建 築 年：平成19年12月

建物構造：鉄筋コンクリート造2階建て

延床面積：2,442.25 m²

設置者：下呂市

7. その他事項

本指定管理では、かなやまこども園の運営管理を行うこととしておりますが、当該法人は、隣接する児童館運営業務も請負っており、金山地域における中核的な子育て支援団体として、総合的な子育て支援を行うことが期待できることはもとより、安定的で質の高い保育サービスの提供も見込まれます。

指定管理期間については、安定的で持続可能な保育サービスの提供等も考慮し、長期的な指定管理期間も考えられるところですが、深刻に進む少子化問題や子育て世帯の保育サービスのニーズの変化（特に未満児保育）等、社会情勢の変化を見据えながら、必要に応じたサービスを適切に行っていく必要があることから、指定管理期間は3年とするものです。

8. (参考) 入園者数の推移

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
かなやまこども園	109	105	89	83	67
上記の内未満児数	14	20	9	5	5
上記の内3歳以上児数	95	85	80	78	62

※上記数値は各年度4月1日現在の人数です。

※令和6年度の数値は令和5年12月1日時点の入園申込者数です。

議第111号 下呂市複合型子ども・子育て支援拠点施設の指定管理者の指定について

1. 施設の名称 下呂市複合型子ども・子育て支援拠点施設
2. 指定管理者となる団体の名称 岐阜県下呂市萩原町萩原600番地1
特定非営利活動法人 サン・はぎわら
理事長 青木 幸美
3. 指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（3年間）
4. 指定管理者の募集方法
下呂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第1項ただし書きに基づき公募によらず特定指名により選定を行いました。
5. 指定管理者の選定理由
当該施設は、現在みなみこども園内に開設されている萩原子育て支援センターや、きたこども園隣接地に開設されている萩原北児童館を新施設内に移転し、教育支援センターも含めた複合施設として新たに整備されるものです。
当該法人は現在、萩原子育て支援センターの指定管理及び萩原北児童館の運営業務を受託しており、これまでも地域の資源や人材を活用した運営を行っていることや、利用者との信頼関係が構築されていることから、子育て支援センターや児童館が新施設へ移設された後も、こども園の運営と併せて効率的で安定的なサービスの提供が期待できます。
この団体について、下呂市指定管理者選定委員会において審議いただき、指定管理者の候補者として適当であるとの選定委員会の選定結果をいただいたことから、指定管理者候補者として決定いたしました。

6. 施設の概要

所在地：下呂市萩原町萩原 599 番地

敷地面積：1,200.32 m²（所有者 下呂市）

建物構造：木造 2 階建て

延床面積：654.11 m²

設置者：下呂市

施設愛称：ニコリエ（nicorie）

応募総数 49 件の中から、子ども子育て会議委員等の投票により決定

7. 指定管理者の概要

法人名：特定非営利活動法人サン・はぎわら

住所：下呂市萩原町萩原 600 番地 1

法人設立：平成 18 年 3 月 15 日

〔業務受託等実績〕

平成 19 年 4 月～ みなみこども園（指定管理）

命のふれあい講座（業務受託）

平成 27 年 4 月～ きたこども園（指定管理）

萩原北児童館（運営業務受託）

平成 31 年 4 月～ わかあゆ子育て・保育ステーション（指定管理）

令和 3 年 4 月～ ファミリーサポートセンター（運営業務受託）

8. 指定管理者が行う業務の内容

（1）施設の運営に関する業務

ア 下呂市子育て支援センター事業実施要綱第 3 条に定める事業

イ 下呂市児童館条例第 3 条に定める事業

ウ 下呂市子どもの居場所づくり事業実施要綱に定める事業

エ 管理運営に関する経理

オ 事業報告等に関すること

カ その他事業の運営上必要と認められる業務

(2) 施設及び設備の維持管理に関する業務

ア 施設の維持管理に関する業務

イ 設備・備品等の維持管理に関する保守業務

ウ その他施設及び設備の維持管理上必要と認められる業務

9. 指定管理料

3年間の指定管理期間について基本協定を締結後、年度ごとに指定管理料を算定し議決を受けた上で、年度協定を締結し決定します。

【議第 114 号】 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

■産前産後期間の国民健康保険税の免除規定を創設

子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国民健康保険被保険者で出産される方の産前産後期間の国民健康保険税の免除規定を創設します。

■概 要

対象となる方

国民健康保険被保険者で出産(予定)日が令和 5 年 11 月 1 日以降の方

対象期間

出産予定日又は出産日が属する月の前月から 4 か月間(多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の 3 か月前から 6 か月間)の国民健康保険税が免除されます。

(注)出産とは、妊娠 85 日以上の出産をいいます。死産、流産(人工妊娠中絶を含む。)早産された方を含みます。

免除期間 【色の付いた部分が免除期間】

	3 か月前	2 か月前	1 か月前	出産(予定)日	1 か月後	2 か月後	3 か月後
単胎の方							
多胎の方							

対象保険税

出産される方の産前産後期間の所得割額及び均等割額

届出日

出産予定日の 6 か月前から届出を受付

周知方法

- ・11月、12月に出産された方へ案内チラシを 1 月に送付
- ・1月以降、出産、転入、国保加入の窓口手続きの際に、該当世帯(該当者)に案内チラシを渡し説明
- ・母子手帳交付時に案内チラシを配布